

Q 1 : 経済的な事情があり、支払いが困難な場合は、どうすればいいですか？

- 1) まずはじめに、電話・面談等において、教育委員会にその事情を詳しくお伝えください。
- 2) 面談等を経て、一括納付が困難な状況にあると認定した場合は、学校給食費債務承認兼納付誓約書を提出のうえ、誓約内容に従って計画的に分割納付していただくことになります。
- 3) 上記のほか、経済的な理由による場合、就学援助制度が受けられる場合があります。

Q 2 : 就学援助制度とは、どのようなものですか？

学校教育法（第 19 条）に基づき、丹波市立の小中学校に通う児童・生徒で経済的理由から、就学費用の負担が難しいと認定された保護者等に、給食費・学用品費・修学旅行費などを援助する制度です。

詳しくは、学校若しくは、教育委員会教育部教育総務課にご相談ください。

Q 3 : 給食費の滞納分を児童手当から引き落とすことはできませんか？

児童手当からの直接納付は不可能ですが、必要事項を記入した申出書等を提出いただきますと、教育委員会で一旦児童手当をお預かりし、申出のあった金額を滞納分の給食費に充当させ、その後、指定口座に残金を入金する手続きをとらせていただきます。

この手続きを希望される場合には、申出書とともに委任状の提出が必要になりますので、詳しくは、教育総務課までご連絡ください。

なお、通常分の給食費（滞納分でない給食費）については、この手続きは、できませんので、引き続き口座振替による納付をお願いします。

Q 4 : 法的措置とは、具体的にどうされるのですか？

裁判所に対し、民事訴訟法及び民事執行法による支払督促・債権差押命令（強制執行）の申立て、訴訟の提起を行います。

Q 5 : 支払督促とはどのようなものですか？

支払督促の申立てとは、申立人（市）の申立てに基づいて、裁判所が金銭（滞納給食費及び法的措置費用）の支払いを求める制度で、支払督促正本送達後から一定期間内に、相手方（滞納者）からの異議申立てがなければ、仮執行宣言付支払督促が発付され、判決と同様の法的効力を有します。

なお、異議申立てがあった場合は、支払督促は失効し、訴訟へ移行します。

Q 6 : 訴訟の提起とはどのようなものですか？

訴訟では、市を原告、相手方（滞納者）を被告とし、口頭弁論にて、原告が金銭（滞納給食費及び法的措置費用）の支払いを被告に訴え、裁判官が原告及び被告の双方の言い分を聴いたうえで、判決を下します。（訴訟の話し合いの中で和解に至る場合もあります。）

Q 7 : 債権差押命令申立てとはどのようなものですか？

債権差押命令申立てとは、訴訟にて給食費支払いの判決確定後、または、仮執行宣言付支払督促正本が送達された後に滞納給食費の全額納付がない場合は、地方裁判所に債権差押命令（強制執行）の申立てを行い、給与等の差押を行います。

〒669-3198 丹波市山南町谷川 1110 番地
丹波市教育委員会事務局 教育部 教育総務課
（ TEL : 0795-70-0880 FAX : 0795-70-0814 ）